

米軍MV22B オスプレイからの部品落下事故に関する意見書

去る8月12日午後9時30分頃、普天間飛行場所属のMV22B オスプレイが、米軍キャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセン等にまたがる中部訓練地域と普天間飛行場の間を飛行中、縦約109センチメートル、横約69センチメートル、重さ約1.8キログラムのパネル等を落下させる事故が発生した。具体的な落下場所は不明であり、人的・物的被害は確認されていないが、一步間違えば人命や財産に関わる重大な事故につながりかねないものである。

また、県に通報が入ったのは事故発生から約20時間後であり、これまでも重ねて速やかな情報提供を求めてきたにもかかわらず、いまだに基本的な連絡体制の改善すらなされていない。さらに、事故原因が究明されていない中で、事故発生の翌日から同機種 of 訓練を再開するなど、県民感情を無視するかのような対応には激しい憤りを禁じ得ない。

同飛行場所属機については、本年だけでも6月2日にUH1Yヘリコプターが津堅島に不時着し、7月13日にはCH53Eヘリコプターが渡名喜島の沖合で鉄製コンテナを落下させ、同月27日にはAH1ヘリコプターが宮崎県串間市に不時着するなど立て続けに事故を起こしており、その運用体制について県民の不安と不信は増大する一方である。

本県議会は、これまでも米軍による事故等に関し、その都度、米軍や関係機関に対して原因の究明や再発防止策等を徹底するよう要請してきたところであるが、再びこのような事故が発生したことは極めて遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍機の点検の徹底や事故原因の究明により、再発防止に向けて取り組むこと。
- 2 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 3 再発防止策が講じられるまでの間、同型機の飛行訓練を中止すること。
- 4 普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。
- 5 日本政府、米国政府、沖縄県の実務者協議を早期に開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て